

公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 日本弁護士連合会内
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9899

日本仲裁人協会：研究講座のご案内(令和元年6月)

Japan Association of Arbitrators, Research Section: June 28 Meeting
~ Facilitative Mediation in Japan~ (Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局 (日弁連業務第二課)
TEL : 03-3580-9870 / FAX : 03-3580-9899

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。当日参加も可能ですが、会場の準備の都合上、できる限り本状による参加申込みをお願い致します。

記

日本における対話促進型同席調停を考える
(会員対象行事)

日 時：令和元年6月28日(金)18:00~20:00

場 所：弁護士会館 17階 1704会議室(千代田区霞が関1-1-3)

報告者：稲葉一人先生 (中京大学法科大学院教授)
入江秀晃先生 (九州大学法学研究科准教授)

内 容：ADR法成立の2004年前後に最も調停に関心を示したのは司法書士会・行政書士会・土地家屋調査士会等であり、そこでは国際標準の調停 (Mediation) への取り組みがあった。その後各士業団体の調停への関心低下傾向はあるが、ここにきて新たに弁護士・会が調停 (Mediation) に関心が静かな高まりを見せている。それには、ハーグ条約の批准等の外部要因があり、また、今京都に国際調停センターが設立されたことも背景にあるが、我々は、真の意味で裁判に代わり得る「調停」とはなにかを考えるには、法律家には時間がかかったと好意的に考えている。講師の稲葉と入江は、2004~2006年に経済産業省で作った調停人育成プログラム作成に関わり、以後、共同ないし単独で日本各地で調停 (Mediation) のトレーニングを続けている。また、稲葉は海外でもトレーニングをしている。そこで、本研究講座では、「対話促進型 (Facilitative)」で、「同席」方式を採ると言われている調停 (Mediation) を、日本で実施する意味や実現可能性を深く考えることとする。論点は多岐にわたり、抽象的に議論してもかみ合わない恐れがあるので、最初基本的なレクチャーをしたのちに、稲葉から入江に、入江から稲葉にそれぞれ質問をし、これに答えるということで、問題点を立体化させ、その後会場からの質問等に答えたい。

日本仲裁人協会事務局 行 (FAX: 03-3580-9899)
令和元年6月28日(金)の研究会に出席します。

ご芳名：

ご所属等：

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報 (氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX番号・Emailアドレス等) に変更のある方は、当会事務局 (電話番号: 03-3580-9870 FAX番号: 03-3580-9899 e-mail: jaa-info@nichibenren.or.jp) までご連絡ください。ご協力宜しく申し上げます。